

「神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則」(案)、
「神戸市歴史公文書館条例施行規則」(案)
及び「神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(案)
について

1 趣 旨

本市では、令和4(2022)年に策定した「(仮称)神戸市歴史公文書館整備に向けた基本的考え方」を踏まえ、公文書管理の基本的事項のほか、歴史資料として重要な公文書の市民利用などについて全市統一的な運用を図るため、新たに神戸市公文書等管理条例の制定を予定しています。また、併せて、歴史資料として重要な公文書を保存期間満了後に収集し、市民の皆様にご利用していただく施設として、神戸市歴史公文書館を令和8(2026)年6月に設置するため、神戸市歴史公文書館条例の制定を予定しています。これら2件の条例については、現在市会に議案の提出を行っており、市会において可決された際には、本年3月末に制定し、公布及び施行する予定です。

これに伴い、神戸市公文書等管理条例に基づき、歴史資料として重要な公文書であったもので、保存期間満了後に神戸市歴史公文書館に収集されたもの(「特定歴史公文書等」)の保存、市民利用などに関して必要な事項を定めるため、「神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則」を制定する予定です。

また、神戸市歴史公文書館条例に基づき、同条例の施行に関して必要な事項を定めるため、「神戸市歴史公文書館条例施行規則」を制定する予定です。

さらに、神戸市公文書等管理条例に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定等について、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)に規定する申請に対する処分に該当するため、同行政手続条例に基づく審査基準を定める予定です。

これらの規則及び審査基準の案について、皆様からのご意見を募集します。

2 概 要

(1) 神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則(案)

神戸市公文書等管理条例第3章に規定する特定歴史公文書等の保存及び利用等に関し、必要な事項を規定します。(別添1)

(2) 神戸市歴史公文書館条例施行規則(案)

神戸市歴史公文書館条例の施行に関し、必要な事項を規定します。(別添2)

(3) 神戸市公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(案)

神戸市公文書等管理条例に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対する利用決定等に関し、神戸市行政手続条例第4条の規定による審査基準を定めます。(別添3)

3 施行予定日

いずれも令和8年6月1日